

外ヶ浜町ホームページに掲載する有料広告掲載実施要領

(目的)

第1条 この要領は、外ヶ浜町有料広告掲載に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）に基づき、町ホームページへ掲載するバナー広告（以下「広告」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載枠は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 80 ピクセル、横 220 ピクセルを 1 枠とする。
- (2) 形式 画像形式は、GIF（アニメーション可）、JPEG 又は PNG のいずれかの形式とする。
- (3) 容量 1 枠につき 10KB 以下とする。

(募集)

第4条 広告の掲載の募集は、町ホームページ等により公募するものとする。

(掲載料)

第5条 掲載料は、別表のとおりとする。

(広告内容等)

第6条 広告のデザインおよび内容は、町ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

- (2) 広告原稿にイラスト・写真・ロゴなどを使用する場合は、広告主において著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合は広告主の負担とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要とする事項は別に定めるものとする。

付 則

この要領は、令和7年1月31日から施行する。

別表(第5条関係)

掲載枠規格	掲載料
縦 80 ピクセル×横 220 ピクセル	4,000 円